

議案第19号

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町町営事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町町営事業分担金徴収条例（昭和39年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前

三朝町町営事業等分担金徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により町営事業及び県営事業（以下「事業」という。）の経費について徴収する分担金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金を徴収する事業の範囲)

第2条 この条例によって分担金を徴収することができる事業の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による県知事の認可の手続を省略することができる土地改良事業（以下「認可省略土地改良事業」という。）

(4)～(6) 略

(7) 農地農業用施設災害復旧事業及び林道災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）

(8) 国及び県の補助制度に基づいて行う急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業並びに斜面崩壊復旧事業（以下「急傾斜事業」という。）

(9) 略

(10) 略

(分担金の賦課基準)

第3条 町長は、前条に規定する事業を実施する場合にあっては、別表に定めるところにより、事業ごとに賦課基準に基づき算定した分担金を賦課対象者に対し賦

三朝町町営事業分担金徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により町営事業の経費について徴収する分担金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金を徴収する事業の範囲)

第2条 この条例によって分担金を徴収することができる町営事業の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による県知事の認可手続きを省略することができる土地改良事業（以下「認可省略土地改良事業」という。）

(4)～(6) 略

(7) 略

(8) 略

(分担金の賦課基準)

第3条 町長は、前条に規定する事業を実施する場合にあっては、次表に定めるところにより、事業ごとに賦課基準に基づき算定した分担金を賦課対象者に対し賦

課するものとする。

課するものとする。

事業	賦課対象者	賦課基準
1 水道事業	当該事業の施行により給水その他の利益を受けるもの	当該事業に要する経費のうちから国又は県からの補助金及び町債の額を除いたものを超えない範囲内
2 給水事業	同上	同上
3 認可省略土地改良事業	当該事業の施行により特に利益を受けるもの	同上
4 農村環境基盤整備事業	同上	同上
5 農村環境施設整備事業	同上	同上
6 林道整備事業	同上	同上
7 文化財保護事業	同上	同上
8 携帯電話等エリア整備事業	同上	同上

2 略	2 略
-----	-----

第2条 三朝町町営事業等分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

附則の次に次の1表を加える。

別表（第3条関係）

事業	賦課対象者	賦課基準
1 水道事業	当該事業の施行により給水その他の利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
2 給水事業	当該事業の施行により給水その他の利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
3 認可省略土地改良事業	当該事業の施行により特に利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
4 農村環境基盤整備事業	当該事業の施行により特に利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
5 農村環境施設整備事業	当該事業の施行により特に利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
6 林道整備事業	当該事業の施行により特に利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
7 災害復旧事業	当該事業の施行により特に利益を受ける者	(1) 当該事業が国又は県の補助制度に基づいて行う場合 当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内 (2) (1)以外の場合 当該事業に要する経費の範囲内
8 急傾斜事業	当該事業の施行により特に利益を受ける者	(1) 当該事業が県営事業の場合 当該事業に係る町の負担する経費の範囲内

		(2) (1)以外の場合 当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
9 文化財保護事業	当該事業の施行により特に利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
10 携帯電話等エリア整備事業	当該事業の施行により特に利益を受ける者	(1) 当該事業における施設の建設に係る分担金 当該事業に要する経費の45分の4の範囲内 (2) 当該事業における施設の使用に係る分担金 当該事業に要する経費の45分の1の範囲内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。